

一般社団法人中央区観光協会W e b サイト広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人中央区観光協会（以下「観光協会」という。）が、インターネット上に公開しているW e b サイトへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 観光協会のW e b サイトに掲載する広告は、バナー広告とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 観光協会のW e b サイトの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
- 三 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- 四 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- 五 政治活動、宗教活動、選挙、意見広告又は個人宣伝にかかわるもの。
- 六 その他、広告の内容が適当でないと観光協会会長が認めるもの。

(広告掲載期間)

第3条 バナー広告を掲載する期間は、4月～9月、10月～3月の6ヶ月単位とする。なお、観光協会が特に認めた場合は、更新して掲載することも可能とする。

2 バナー広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として契約完了月の翌月1日とする。

なお、1日が土曜・日曜・祝日の場合は、月初めの営業日からとする。

3 バナー広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

なお、末日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌月初めの営業日まで掲載することができるものとする。

4 広告は、掲載開始日の午前10時から掲載を開始し、掲載終了日は、前項により、次の広告の入れ替えをもって終了とする。

5 バナー広告掲載期間中、観光協会の都合でW e b サイトを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込及び決定)

第4条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書（第1号様式）を、観光協会会長に提出しなければならない。

2 観光協会会長は、前項の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、バナー広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知する。

3 広告掲載の申込は希望する掲載期間中、原則一申込者につき1件とする。

(広告の掲載料)

第5条 トップページのバナー広告の掲載料は、月額30,000円とする。ただし、観光協会会員は月額10,000円、観光協会賛助会員は月額20,000円とする。また、市場橋駐車場予約ページおよび中央区観光協会特派員ブログのバナー広告の掲載料は、月

額15,000円とする。ただし、観光協会会員は月額5,000円、観光協会賛助会員は月額10,000円とする。

2 バナー広告の登録料は1回3,000円とする。なお、連続して掲載の場合、登録料は不要とする。

(広告掲載料の支払い)

第6条 申込者は、広告掲載開始日の15日前までに広告掲載料を一括して支払わなければならない。

(広告原稿の作成・提出)

第7条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、観光協会が指定した期日までに提出するものとする。

(広告の規格)

第8条 広告の規格は、次のとおりとする。

- 一 画面表示(大きさ)は、左右110ピクセルで、上下60ピクセルとする。
- 二 データ容量は、15KB以内とする。
- 三 データの保存形式(種類)は、JPGとする。

(広告掲載の取りやめ申請)

第9条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、バナー広告掲載取りやめ申出書(第3号様式)により観光協会会長に提出しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料及び登録料は、返還しない。ただし、観光協会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消)

第11条 観光協会は、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告を取り消すことができる。

- 一 広告主のWebサイトが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- 二 広告主のWebサイトの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態にいたっていると判断したとき。
- 三 その他、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。
- 四 当該広告を掲載することで、観光協会Webサイトの公共性を害するおそれが生じたとき。
- 五 広告掲載料を所定期日までに払い込みをしなかったとき。
- 六 広告主から広告掲載の取消の申し出があったとき。

(損害賠償請求)

第12条 前条各号に該当する事由により観光協会が被害を被った場合は、観光協会会長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は観光協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。